

## シャープスポーツセンター運営規程

### (目的)

第1条 この規程はシャープ健康保険組合（以下組合という）が管理運営するスポーツセンター（別紙1）の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用範囲)

第2条 スポーツセンターの利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) バレーボール・バスケットボール・バドミントン・卓球等
- (2) 体力測定トレーニング
- (3) 遊技を通じてのレクリエーション

このほか必要があるときは、次のことに利用することができる。

- (1) 文化教養のための催事
- (2) 従業員のための集会・講習会等
- (3) その他特別に使用を認めたもの

### (利用者の範囲)

第3条 スポーツセンターを利用できる者は、組合の被保険者及び被扶養者とする。

### (部外者の利用)

第4条 スポーツセンターは、前条の者の利用に支障のないときは、組合員以外の者の利用を認めることができる。

### (定期休館日)

第5条 スポーツセンターの定期休館日は別紙（1）のとおりとする。

### (利用時間)

第6条 スポーツセンターの利用時間は、各スポーツセンター毎に別紙（1）のとおりとする。尚、利用は開館時間内で1時間単位で貸出しを行う。

### (クラブ員の優先利用)

第7条 会社が認めたクラブの練習日はその利用を優先することとする。

### (利用料)

第8条 組合の被保険者及び被扶養者は無料とする。

尚、外部等一般の利用料は、平成29年4月より施設所有者である事業主の収入とする。又、利用料金の決定は、事業主が行うこととする。

### (利用料の納入)

第9条 利用料は、当日利用者または代表者が利用開始前に受付に納入するものとする。

### (利用の制限・禁止)

第10条 利用者の公平性を期すため、1日を通じて利用時間を制限することができる。

2. 利用料の定めのない施設は、被保険者または被扶養者以外の者は利用出来ない。
3. 次の各号の一に該当する者には利用を禁止する。またこれらの者の利用を知ったときも同様とする。

- (1) 伝染性疾患患者
- (2) いかかわしい風体または行為をする者

- (3) 身分の不明確な者
- (4) 主旨に反した利用をする者
- (5) 職員の正当な指示に従わない者
- (6) その他利用させることが不適当な者

(利用手続)

第11条 スポーツセンターを利用する場合、適宜の方法により事前予約し承認を受け、利用当日所定の申込書に必要事項を記入し受付に提出するものとする。但し、先約者がいないときはその都度申込書を提出して利用することができる。

(利用の順位)

第12条 利用承認は予約申込みの受付順によって行うものとする。

- 2. 利用の承認を得た者が正当な理由なく利用開始時刻になっても入場しないか、または利用を開始しないときは、取消したものとみなして次順位の者の利用を許すことがある。

(損害の弁償)

第13条 故意または重大な過失により器物を損傷した場合は、本人もしくはその責任者においてその損害を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 利用者は次の事項を厳格に守らなければならない。

- (1) 施設並びに器具器材は損傷しないよう大切に扱うこと。
- (2) 使用後はその場所を整理整頓し、器具等は職員の指示に従って旧に復すること。
- (3) 喫煙設備のないところでは喫煙しないこと。
- (4) 制限時間は厳守すること。
- (5) 遊技具は借出申込書により職員から貸与を受け使用後は必ず返納すること。
- (6) 遊技具は紛失毀損しないよう使用すること。
- (7) 物品を所定場所以外に持出し又は移動しないこと。
- (8) 他の利用者の迷惑にならないよう心がけること。
- (9) その他、個々の施設について定めた事項

(緊急時の対応について)

第15条 緊急時の対応については、別途組合の定める危機管理マニュアルに従うものとする。

附 則 本規程は、平成14年7月1日より実施する。また、本規程の実施に伴い、各スポーツセンターごとに定めるスポーツセンターの運営についての規程はこれを廃止する。

附 則 この規程の改正は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 第2条、第4条、及び別表の改正は、平成25年3月16日から施行する。

附 則 第8条の改正は、平成29年7月24日の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙（１）

スポーツセンター別の休館日及び利用時間

スポーツセンター	所在地	休館日	利用時間	
			平日（月～金）	土日祝
天 理	天理市櫛本町２６１３－１	土・日曜日および祝日 ゴールデンウィーク・夏季休暇・年末年始の会社連休	１１：００ ～ ２１：００	—
福 山	福山市大門町旭１番地	ゴールデンウィーク・夏季休暇・年末年始の会社連休	１２：３０ ～ ２１：００	１０：３０ // ２１：００ (土は１７：００)